様式第７

自動販売機の設置に係る市有財産有償貸付契約についての注意事項

　今回の一般競争入札に付した下記貸付物件に係る契約は、貸付期間の満了をもって終了し、更新はありません。

　したがって、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな契約（再契約）が締結される場合を除き、期間の満了の日までに貸付物件を明け渡さなければなりませんので、注意してください。

記

１　貸付物件

　　　貸付場所

　　　貸付面積

　　　設置台数

２　貸付期間　　　　　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで